

“倒産・解雇などによる離職” (特定受給資格者) や
“雇い止めなどによる離職” (特定理由離職者) をされた方へ

平成22年度から国民健康保険税が 軽減されます。

対象者は？

離職の翌日から翌年度末までの期間において、雇用保険受給資格者証の離職理由番号が以下で、失業給付を受ける方です。

- (1) 雇用保険の特定受給資格者の番号 11、12、21、22、31、32
 - (2) 雇用保険の特定理由離職者の番号 23、33、34
- 離職時点で65歳未満であった方が対象です

軽減額は？

国民健康保険税は、前年の総所得金額等に含まれる給与所得をその 30/100 とみなして算定します。

高額療養費等の算定にも、影響します。

軽減期間は？

離職の翌日から翌年度末までの期間です。

雇用保険の失業等給付を受ける期間とは異なります。

国民健康保険に加入中は、途中で就職しても引き続き対象となりますが、会社の健康保険に加入するなど国民健康保険を脱退すると終了します。

制度が始まる前の失業は対象外ですか？

制度が始まる前1年以内(平成21年3月31日以降)に離職された方は、平成22年度に限り国民健康保険税が軽減されます。

ただし、平成21年度の保険税は対象となりません。御了承ください。

〈軽減を受けるには申告が必要です〉

対象となる方は、雇用保険の受給資格者証の写しを添えて、市役所国民健康保険年金課へ特例対象被保険者等申告書を提出願います(郵送可)。

お問い合わせ(提出)先 〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1

八王子市 国民健康保険年金課資格課税担当

電話:042 (620) 7236 (直通)